

品川区いじめ対策委員会および品川区いじめ根絶協議会傍聴要綱

制定 平成28年4月15日品川区教育長決定

要綱第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区いじめ対策委員会および品川区いじめ根絶協議会（以下、「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届出書（第1号様式）を委員長に提出し、傍聴券（第2号様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議開会30分前から先着順に1人につき1枚交付する。ただし、報道関係等で委員長が特に必要があると認めるものについては、別に交付することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議を開催する会議室（以下「会議室」という。）に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。また、退室する際に係員に傍聴券を返却するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は30人とする。ただし、委員長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

(1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者

(2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を所持している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または所持している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を所持している者

(第6条の規定により、委員長の許可を得た者を除く。)

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食、喫煙または談笑をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。

(6) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第6条 傍聴人は、会議室において撮影または録音等を行なおうとするときは、あらかじめ委員長

の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 委員長は、傍聴人がこの要綱に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは退場させることができる。

2 傍聴人は会議が非公開とされたとき、または委員長により退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から適用する。